

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人花園学園
②設置大学名称	花園大学
③担当部署	総務部総務課
④問合せ先	075-823-0578 soumu@hanazono.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 10 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.hanazono.ac.jp/disclose.html
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的は、本学ホームページにて、学生をはじめ、広く社会に公表している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学修ガイドブックやカリキュラムマップ、ナンバリング等で、学びの道筋を示している。また、毎年全ての学科・課程のカリキュラムについて見直しを行っており、教育の質の向上に資するよう努めている。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	建学の精神を体現する象徴として総長を置くとともに、大学の運営及び大学の教学に関する事項を、学長の命により協議し、学長の決定に従い、これを執行するために、執行部を構成することを業務規程に定めている。 また、学則で連合教授会を置くことを定め、連合教授会は、学長が決定を行うに当たり、教育研究に関する重要な事項等について、意見を聴く場となっている。 他に、業務規程で学部長が学長を補佐することを定めている。以上のように教学組織の役割と権限を明確にしている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教育研究活動を組織的かつ効果的に管理・運営するため、各種委員会規程が整備されている。その委員会には事務職員も構成員となり、教員と共に教育研究活動の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。また、多様な学生の支援のため、教職員が連携する体制を確保している。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	F D ・ S D に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 １－２①	説明
中期的な計画の策定方	全ての学科・課程、事務部門の意見を聴取し、具体

針の明確化及び具体性のある計画の策定	性のある5年間の中期的な計画を立案し、理事会での審議を経て策定している。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	計画実現のため、中期的な計画を基に毎年度、事業計画を策定し、理事会に報告している。また、進捗管理のため事業報告書を作成し、理事会に報告している。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材の育成を行うとともに、地域の多様な社会人を受け入れるため、社会人を対象とした入学試験制度の実施や奨学金制度の創設、科目等履修生の受入れなどを行い、学び直しの機会を提供している。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域連携教育センターを中心に、公開講座の開講等を通じて、地域連携を推進している。 また、京都市と連携し、不足している放課後学童クラブの場として、大学の施設を提供することで、地域の課題解決に資する取組を行い、社会貢献している。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	クラス担任制度を設け、教員による学生面談を通じて、卒業までのサポートを行っている。また、学生相談支援室を設置し、支援が必要な多様な学生へのサポート体制を確立している。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事・監事・評議員の構成員に、女性を登用している。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成、理事長、学園長、常務理事の職務を「寄附行為」に規定し明確にしている。 理事選任のため、理事選任機関を「寄附行為」に定め、選任過程においては、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に選任している。
実施項目3-1②	説明

理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、定期的を開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとしており、「法令」及び「寄附行為」により、必要な事項については、評議員会の意見を聴いた上で、業務執行上の重要事項を審議、決定している。 理事会の運営に関することは「寄附行為」と「寄附行為施行規則」に、評議員会の運営に関することは「寄附行為」に、さらに常務理事会の運営に関することは「寄附行為施行規則」に規定し、適切に理事会、評議員会及び常務理事会を運営している。 理事会と評議員会で決議が異なる場合には、さらに審議を尽くすために再度評議員会を招集し、全ての理事が出席して必要な説明を行い、評議員会は理事の説明を十分に尊重し、再度決議を行うこととしている。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	各役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務を「寄附行為」に規定し、監事候補者を理事会で審議し、評議員会の決議により選任している。 会計監査人は、選任及び解任並びに再任に関する議案の内容を監事が決定し、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」に定めるほか、監事、会計監査人及び内部監査室の連携について「内部監査規程」に定め、情報交換等により適切に監査を実施している。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	会計監査人監査の立会い、監事が出席する常務理事会等の際に、学園運営状況に関する情報提供に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員会の資格・属性、構成について「寄附行為」に定め明確にしている。 評議員選任は属性により選任機関を「寄附行為」に定め、適切に選任している。

実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や職務、権限について「寄附行為」に定め明確にし、適切に運営している。 理事会と評議員会で決議が異なる場合には、さらに審議を尽くすために再度評議員会を招集し、全ての理事が出席して必要な説明を行い、評議員会は理事の説明を十分に尊重し、再度決議を行うこととしている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告している。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人花園学園リスク管理規程を整備し、リスク対応方法を明確にした上で、理事長を最高責任者とするリスク管理体制を構築している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	役職員の業務・職務の遂行が法令、寄附行為、学園規定に適合することを確保するために、学校法人花園学園コンプライアンス推進規程を定め、理事長を最高責任者とする、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校法人花園学園情報公開規程に基づき、花園学園のホームページにて、寄付行為・役員等の基本情報や、財産目録・貸借対照表等の財政状況を公表している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ホームページにて、建学の精神に関わる講義を公開し、本学の教育の根幹に係る情報公開を積極的に行うことで、理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明

